

伊賀市歴史的風致維持向上協議会設置要綱

平成 26 年 10 月 14 日告示第 193 号

伊賀市歴史的風致維持向上協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 地域における歴史的風致の維持向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、伊賀市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第 5 条第 1 項に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する協議を行うこと。
- (2) 法第 5 条第 8 項の認定を受けた計画の円滑な実施に係る連絡調整を行うこと。
- (3) 歴史的風致（法第 1 条に規定する歴史的風致をいう。第 5 号において同じ。）の維持又は向上に資する取組に関すること。
- (4) 計画の推進状況の報告・評価に関すること。
- (5) 歴史的風致の維持又は向上に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表者
- (3) 伊賀市文化財保護審議会委員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、伊賀市教育委員会事務局文化財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年11月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この告示の施行後最初に委嘱され、又は任命される協議会の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

- 3 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

第11回伊賀市歴史的風致維持向上協議会 関係者名簿（敬称略）

（委員）

氏名	所属等
菅原 洋一	三重大学 名誉教授
浅野 聡	三重大学大学院工学研究科 教授
松生 龍治	上野西部地区住民自治協議会 会長
奥川 繁也	島ヶ原地域まちづくり協議会 副会長
安本 秀男	阿保地区住民自治協議会 会長
滝井 利彰	伊賀市文化財保護審議会 会長（建造物担当）
藤森 正也	三重県県土整備部都市政策課 課長
林 幸喜	三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課長 代理 伊藤 裕偉 三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課 有形文化財班 班長
東 弘久	伊賀市産業振興部 部長
山本 昇	伊賀市建設部 部長
中林 靖裕	伊賀市教育委員会 事務局長

（オブザーバー）

氏名	所属等
嘉戸 重仁	国土交通省中部地方整備局建政部 都市調整官

（随行）

氏名	所属等
福山 英樹	三重県県土整備部都市政策課市街地整備班 主査

（事務局）

氏名	所属等
笠井 賢治	伊賀市教育委員会事務局文化財課 課長
福島 伸孝	伊賀市教育委員会事務局文化財課 主幹
堀川 敬二	伊賀市産業振興部中心市街地推進課 課長
深尾 竜也	伊賀市建設部都市計画課 主幹
福岡 一輝	伊賀市建設部都市計画課